

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-③)

| 政策 ^(※1) 名 | 政策3:分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 | | | 担当部局課室名 | 自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課 | 作成責任者名 | 自治行政局総務室長 大場 高志 | |
|----------------------------|--|---|---|--|---|---|--|---|
| 政策の概要 | 地方分権型社会の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。 | | | | | 分野【政策体系上の位置付け】 | 地方行財政 | |
| 基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】 | 地方分権型社会の確立を目指すため、地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整える。 | | | | | 政策評価実施予定時期 | 平成28年8月 | |
| 施策目標 | 測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標) | 基準(値) | 目標(値) | | 年度ごとの目標(値) | | 測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | 基準年度 | 目標年度 | 年度ごとの実績(値) | | | |
| | | | 26年度 | 27年度 | 26年度 | 27年度 | | |
| 地方分権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと | ① 地方自治制度の見直し、普及 ＜アウトプット指標＞ | 第30次地方制度調査会の答申等を踏まえ、総合区制度の創設や指定都市都道府県連絡調整会議の創設など、指定都市制度の見直しや、中核市と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設などを内容として地方自治法改正案を国会に提出。 | 25年度 | 改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 | 27年度 | 改正地方自治法により新設された制度等につき、地方公共団体への普及のため、必要な情報を提供。 第31次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、地方自治制度に関し必要に応じ見直しを実施。 ・平成26年6月10日に、各都道府県及び各政令指定都市を対象として、改正地方自治法についての説明会を実施。その他、各種講演会等においても、情報提供を実施した。 ・第31次地方制度調査会において、諮問事項に関する審議項目について、専門小委員会における13回の審議を行い、平成26年3月2日に開催された第2回総会において審議項目を決定した。 | — | 個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方や、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等に関し、地方自治制度の見直しの検討・実施が必要と考え、指標として設定。 【参考】 ・第31次地方制度調査会開催回数(平成26年度) ⇒総会:2回、専門小委員会:13回 |
| | 2 | ・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況 ＜アウトプット指標＞ | 各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 | 25年度 | 各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供。 | 27年度 | 取組状況を把握し必要な情報を提供。 以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年7月1日現在の地方公共団体における事務の共同処理の活用状況について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調の結果の公表」として、平成26年12月12日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。 | — |
| 地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと | 3 地方公共団体における行政改革の取組状況 ＜アウトプット指標＞ | 地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 | 25年度 | 地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供。 | 27年度 | 取組状況を把握し、必要な情報を提供。 以下のような情報提供を実施した。 ・平成26年10月1日現在の地方公共団体における行政改革の取組状況等について、調査及びとりまとめを行い、「地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査等の調査結果公表」として、平成27年3月31日に報道発表及び総務省ホームページに公表した。 | — | 各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考(平成25年度実績)】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況に関する調査(平成26年3月25日公表) ・地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査(平成26年3月25日公表) |

| | | | | | | | |
|---|--|---|-------------|---|-------------|---|--|
| 4 | <p>地方公務員数の推移 ＜アウトプット指標＞</p> | <p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p> | <p>25年度</p> | <p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p> | <p>27年度</p> | <p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、地方公共団体に対し、適正な定員管理について技術的助言を行った。 ・「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日付け)について地方公共団体に情報提供を行った。 ・平成26年4月1日現在の地方公務員数の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。また、調査結果を活用し、地方公共団体の適正な定員管理の参考資料として、人口規模等に応じて団体間の比較分析ができる「類似団体別職員数の状況」等のデータを作成し、総務省ホームページに公表するとともに、冊子としても、全地方公共団体に配付した。 | <p>地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。</p> <p>地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。</p> <p>国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、目標として設定。</p> <p>目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。</p> <p>【参考(平成24～26年度実績)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公務員数の推移(各年度4月1日現在) 地方公共団体の総職員数 (平成26年度) 274万3,654人(対前年比▲8,830人) (平成25年度) 275万2,484人(対前年比▲1万6,429人) (平成24年度) 276万8,913人(対前年比▲2万0,076人) ○ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在) 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数 (平成26年度) 98.9 (平成25年度) 106.9(参考値(注1) 98.8) (平成24年度) 107.0(参考値(注1) 98.9) |
| 5 | <p>ラスパイレス指数の状況 ＜アウトプット指標＞</p> <p>※ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。</p> | <p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p> | <p>25年度</p> | <p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p> | <p>27年度</p> | <p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日現在の状況について、調査及びとりまとめを行い、平成26年12月22日に結果を報道発表・総務省ホームページに公表した。 ・以下のような各種会議の場を通じて、地方公共団体に対し、給与水準の適正化にかかる情報提供や技術的助言を実施した。 ・給与情報等について、総務省のホームページ上で、住民等が団体間の比較分析を行うことができる給与情報等公表システムについて、公表の充実等を図るため公表様式の一部改正を行った。 <p>【参考】主な各種会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人事委員会協議会 委員長・事務局局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック) | <ul style="list-style-type: none"> ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(各年度4月1日現在) ・給与の「わたり」(注2)の制度がある団体が減少 (平成26年度) 51団体(全団体の2.9%) (平成25年度) 69団体(全団体の3.9%) (平成24年度) 85団体(全団体の4.8%) ・自宅に係る住居手当のある団体が減少 (平成26年度) 357団体(全団体の20.0%) (平成25年度) 454団体(全団体の25.4%) (平成24年度) 635団体(全団体の35.5%) <p>○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。</p> <p>(注1)「参考値」は、国家公務員の限時的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値をいう。 (注2)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。</p> |

地方分権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること

| | | | | | | | |
|---|--|---|------|---|------|--|---|
| 6 | 給与制度・運用の適正化状況 ＜アウトプット指標＞ | 各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 | 25年度 | 各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 | 27年度 | 各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供。 | — |
| | | | | | | 主に以下のような情報提供を実施した。 ・地方公務員給与の適正化を推進するため、平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の各種会議の場などを通じ、各地方公共団体に対し、給与の適正化に関する技術的助言や情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に各地方公共団体の給与の適正化に関する取組状況を報道発表・総務省ホームページに公表した。 | |
| | | | | | | 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「全国人事担当課・市町村担当課長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック) | |
| 7 | 人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ＜アウトプット指標＞ | 各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 | 25年度 | 各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 | 27年度 | 各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供。 | — |
| | | | | | | 主に以下のような情報提供を実施した。 ・各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」のほか、以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 | |
| | | | | | | 【参考】主な各種会議 ・「人事委員会協議会 委員長・事務局局長会議」(平成26年4～8月、全国7ブロック) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) | |
| 8 | 給与情報等公表システムによる公表状況 ＜アウトプット指標＞ | 実施率98.7% (1,765/1,789団体) (平成25年4月30日現在) | 25年度 | 実施率100% | 27年度 | 実施率100% | — |
| | | | | | | 実施率99.4% (1,778/1,789団体) (平成26年4月30日現在) | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|---|------|---|------|--|---|------|------------------------|------|-------------------------|------|----------------------------|----|----------------------------|------|------------------------|------|------------------------|------|----------------------------|----|----------------------------|
| 9 | 地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体) ＜アウトプット指標＞ | 公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 | 25年度 | 公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。 | 27年度 | <p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年7月4日付けの自治行政局公務員部長通知により、任期付職員制度の活用等に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年8月15日に、任期付職員の任用等に関する質疑応答集を发出し、情報提供を行った。 ・平成26年12月22日に、任期付職員制度活用事例集を发出し、情報提供を行った。 ・以下の会議の場などを通じ、必要な情報提供や技術的助言を行った。 <p>【参考】主な各種会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」(平成26年4月、平成27年2月) ・「全国人事委員会事務局長会議」(平成26年8月) ・「地方公務員行政ブロック会議」(平成26年9月、全国6ブロック) | <p>各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地方分権の進展に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。</p> <p>【参考】任期付採用の実施団体 (平成26年度実績)441団体(平成26年4月1日現在) (平成25年度実績)387団体(平成25年4月1日現在) (平成24年度実績)318団体(平成24年4月1日現在)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩ | 人事評価制度の実施状況 ＜アウトプット指標＞ | 各地方公共団体において、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られるよう必要な情報を提供。 | 25年度 | 各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。 | 27年度 | <p>各地方公共団体において、法改正を受けて、円滑な人事評価制度の導入が図られるよう必要な情報を提供。</p> <p>主に以下のような情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年8月15日付けの自治行政局長通知により、人事評価制度の仕組みの整備・運用に係る留意事項などについて技術的助言を行った。 ・平成26年10月7日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」により、人事評価制度について速やかに必要な規程等の整備や職員への周知などに取り組みよう技術的助言を行った。 ・平成26年11月26日に、地方公共団体からの照会が多かった事項を中心に人事評価制度に関する質疑応答集を发出し、情報提供を行った。 ・人事評価制度に関する研究会の報告書を総務省ホームページに公表(平成26年10月及び同27年3月)するとともに冊子を地方公共団体に配布した。 | <p>従来は助言で進めてきたが、法律上、人事評価制度が導入されることに伴い新たに指標として設定するもの(施行は公布後2年以内で政令の定める日)。各地方公共団体において人事評価制度を導入することで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られ、真に能力本位の人事管理が行われ、一層の公務効率の向上が図られることが期待されることから、指標として設定。</p> <p>【参考】国の人事評価制度と同様の取組(能力評価及び業績評価(目標管理))を行っている団体数 (平成27年1月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>40 / 47団体 (実施率: 85.1%)</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>20 / 20団体 (実施率: 100.0%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>667 / 1,721団体 (実施率: 38.8%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>727 / 1,788団体 (実施率: 40.7%)</td> </tr> </table> <p>(平成25年3月31日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>37 / 47団体 (実施率: 78.7%)</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>19 / 20団体 (実施率: 95.0%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>563 / 1,722団体 (実施率: 32.7%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>619 / 1,789団体 (実施率: 34.6%)</td> </tr> </table> <p>(注)一部の階層や職種等で実施している場合を含む。</p> | 都道府県 | 40 / 47団体 (実施率: 85.1%) | 指定都市 | 20 / 20団体 (実施率: 100.0%) | 市区町村 | 667 / 1,721団体 (実施率: 38.8%) | 合計 | 727 / 1,788団体 (実施率: 40.7%) | 都道府県 | 37 / 47団体 (実施率: 78.7%) | 指定都市 | 19 / 20団体 (実施率: 95.0%) | 市区町村 | 563 / 1,722団体 (実施率: 32.7%) | 合計 | 619 / 1,789団体 (実施率: 34.6%) |
| 都道府県 | 40 / 47団体 (実施率: 85.1%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定都市 | 20 / 20団体 (実施率: 100.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村 | 667 / 1,721団体 (実施率: 38.8%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 727 / 1,788団体 (実施率: 40.7%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | 37 / 47団体 (実施率: 78.7%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定都市 | 19 / 20団体 (実施率: 95.0%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市区町村 | 563 / 1,722団体 (実施率: 32.7%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 619 / 1,789団体 (実施率: 34.6%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 達成手段 (開始年度) | | 予算額(執行額) ※2 | | | 関連する 指標 ※3 | 達成手段の概要等 | 平成27年度行政事業 レビュー事業番号 |
|----------------|--|------------------------|----------|----------|---------------|--|------------------------|
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | | |
| (1) | 地方行政制度の整備に必要な経費(地方分権振興経費、市町村合併円滑化経費等除く。) | 111百万円 (82百万円) | 98百万円 | 94百万円 | 1~10 | ①地方分権の確立を目指した地方自治法の見直しについてとりまとめるための地方行政検討会議の開催等をする。②市町村振興、広域連携のあり方、一部事務組合・広域連合のあり方について調査・研究をする。③住民基本台帳制度等の円滑な運用のため、必要な助言や情報提供を行う。④地方行革の推進に必要な助言や情報提供等を行う。⑤地方公務員の人事管理、勤務条件、給与制度、定員管理及び人材育成確保については、調査、助言及び情報提供を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地方自治制度等に関する各種研究会 | 0004 |
| (2) | 地方分権の振興に要する経費(平成20年度) | 246百万円 (246百万円) | 211百万円 | 246百万円 | — | 地方自治法施行60周年記念貨幣(以下「記念貨幣」という。)の図柄を考案した都道府県に対し、(1)記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、(2)その他地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する交付金を、予算の範囲内で交付するもの。 【成果指標(アウトカム)】 事業を完了した交付団体数:7団体(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 交付団体数:7団体(平成27年度) | 0005 |
| (3) | 市町村の合併円滑化に必要な経費(平成13年度) | 3,539百万円 (3,475百万円) | 2,726百万円 | 2,446百万円 | 2 | 旧合併特例法の期限(平成18.3.31)までに合併した市町村の「市町村建設計画」に基づく事業に対し、計画の期間中(概ね10年。ただし、東日本大震災による被害を受けた特定被災地方公共団体及び特定被災区域の団体は20年、それ以外の団体は15年とすることができる。)に、旧市町村の人口に応じ、旧市町村あたり6千万円~3億円を合算した額を補助。 【成果指標(アウトカム)】 補助対象事業の完了数 【活動指標(アウトプット)】 補助対象事業の計画数:142件(平成27年度) | 0006 |
| (4) | 地方議会の活性化に要する経費(平成25年度) | 18百万円 (8百万円) | 15百万円 | 13百万円 | 1 | 地方議会の一層の活性化に向け、都道府県・市町村の枠を超えて地方議会議員が一堂に会して、地方議会活性化のためのアイデアや先進的な取組事例に触れることにより、各議会が改めて自らの議会のあり方を模索することを促すこと等を目的として、地方議会活性化に関心のある地方議会議員、事務局職員等を対象にシンポジウムを開催する。 【成果指標(アウトカム)】 シンポジウムの参加者数:360人(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 シンポジウムの開催回数:1回(平成27年度) | 0007 |
| (5) | 地方独立行政法人の支援に要する経費(平成25年度) | 3百万円 (0百万円) | — | 2百万円 | — | 地方独立行政法人制度の見直しの必要性及びその方向性について、外部有識者を交えた研究会等による調査・研究を実施し、その結果について地方公共団体への情報提供を行う。 【成果指標(アウトカム)】 法令や施策等への反映件数:8件(平成27年度) 【活動指標(アウトプット)】 研究会の開催回数:8回(平成27年度)(平成27年9月30日追記) | 0008 |
| (6) | 新たな広域連携の促進に要する経費(平成26年度) | — | 129百万円 | 199百万円 | 1 | 新たな広域連携のモデルとなる取組を行う地方公共団体に対して、地方中枢拠点都市を中心とした圏域等における連携体制や事業の構築等について委託調査事業を実施し、当該事業を踏まえ、先行的なモデルを構築する。 【成果指標(アウトカム)】 調査の結果、新たな広域連携の先行的モデルとして確認がなされた案件数 【活動指標(アウトプット)】 事業実施箇所数:28件(平成27年度) | 0009 |
| (7) | 地方自治法(昭和22年) | — | — | — | 1~3 | 地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障する。 | |
| (8) | 地方公務員法(昭和25年) | — | — | — | 4~10 | 地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資する。 | |
| (9) | 地方公務員給与実態調査規則(昭和33年) | — | — | — | 5,6 | 統計法に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査の施行に関して必要な事項を定める。 | |

| 政策の予算額・執行額 | 4,041百万円 (3,885百万円) | 3,179百万円 | 2,999百万円 | 政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称 | 年月日 | 関係部分(抜粋) |
|------------|------------------------|----------|----------|--------------------------------|-------------------|-------------|---|
| | | | | | まち・ひと・しごと創生長期ビジョン | 平成26年12月27日 | Ⅲ. 目指すべき将来の方向 2. 地方創生がもたらす日本社会の姿 (1) 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。 (中略) 地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、それぞれの地方が、独自性を活かし、その潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出していくことが基本となる。そのためには、地方自らが、将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取組を息長く進めていく必要がある。地域に「ないもの」ではなく、「あるもの」を探していくことや、「ないもの」をチャンスととらえ、チャレンジしていくことが重要となる。また、地方の自主性・自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となる。 |

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。